

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例

昭和55年3月24日
組合条例第17号

改正 昭和55年12月24日組合条例第18号 昭和56年9月9日組合条例第22号 昭和56年12月26日組合条例第23号
昭和57年4月1日組合条例第24号 昭和58年12月21日組合条例第28号 昭和59年3月30日組合条例第29号
昭和59年12月25日組合条例第31号 昭和60年12月21日組合条例第32号 昭和61年12月20日組合条例第33号
昭和62年12月26日組合条例第34号 昭和63年12月27日組合条例第37号 平成元年12月20日組合条例第39号
平成2年12月25日組合条例第40号 平成3年12月24日組合条例第41号 平成3年12月24日組合条例第42号
平成4年12月25日組合条例第44号 平成5年12月24日組合条例第45号 平成6年12月22日組合条例第47号
平成7年3月30日組合条例第49号 平成7年12月22日組合条例第51号 平成8年12月24日組合条例第52号
平成9年12月24日組合条例第53号 平成10年12月22日組合条例第54号 平成12年3月7日組合条例第55号
平成13年3月8日組合条例第56号 平成13年12月25日組合条例第57号 平成14年12月20日組合条例第60号
平成15年11月28日組合条例第61号 平成17年3月22日組合条例第70号 平成17年11月29日組合条例第80号
平成18年3月31日組合条例第81号 平成18年11月9日組合条例第82号 平成19年3月30日組合条例第84号
平成19年12月25日組合条例第89号 平成21年5月29日組合条例第91号 平成21年11月30日組合条例第92号
平成22年11月30日組合条例第94号 平成24年7月1日組合条例第95号 平成26年1月14日組合条例第97号
平成26年11月28日組合条例第98号 平成28年2月12日組合条例第100号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で同法第5条第2項に規定する者以外の者を除く。)をいう。

(給与の支払)

第2条 この条例に基づく給与は、職員の申出があったときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当を含まないものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを次条第1項の給料表に定める級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、規則で定める。

(給料表)

第5条 この条例に定める給料表は、別表のとおりとする。

2 前項の給料表は、第23条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳(規則で定める職員に於ては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする
- 7 職員の昇給は、その属する職員の級に於ける最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に於て必要な事項は、規則で定める。

(給料の支給)

第7条 給料は、月の1日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。)とし、規則で定める期日に支給する。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第9条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に於て適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を規則で定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その者の属する職務の級に於ける最高の号給の給料月額の100分の25をこえてはならない。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にあるものに対しその職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当について準用する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に於て支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 精神又は身体に重度の障害がある者で規則で定めるもの
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族に於ては13,000円、同項第2号から

第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌日(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第12条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000

円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と吉井川荘との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から吉井川荘までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1項に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)を45,000円に加算した額)

(2) 前項第2項に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額
ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

| | | |
|---|----------------------------------|---------|
| ケ | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 24,400円 |
| コ | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 26,200円 |
| サ | 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 28,000円 |
| シ | 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 29,800円 |
| ス | 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 31,600円 |

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第12条の4 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)又は年末年始の休日である場合、休暇による場合、その他の勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務手当は、祝日法による休日(毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が、これらの規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日)及び12月29日から翌年1月3日までの日(祝

日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

(夜間勤務手当)

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。ただし、定額で支給する場合は別途規則で定める。

(端数計算)

第16条の2 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第14条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150、100分の125又は100分の25の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1ヶ月平均所定労働時間で除した額とするが、給料の月額には扶養手当、通勤手当、住居手当、臨時の手当は含まないものとする。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は6,300円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第14条から第16条までの勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第19条 第14条、第15条及び第16条の規定は、第10条第1項に規定する職にある職員に適用しない。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を支給日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並び

に同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処されたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受ける者の所在が知れないときは、通知すべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 当該一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する時間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 9 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

- 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

- 第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

(非常勤職員の給与)

- 第23条 常勤を要しない職員及び臨時に雇用される職員については、別に就業規則で定

める。

(休職者の給与)

- 第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各号に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは、「第24条第7項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

- 第25条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

- 第26条 法第25条第2項の規定により、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。
- (1) 岡山県市町村総合事務組合の掛金及び貸付金の償還
 - (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金、貸付金の償還金
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、これに準ずるもの及び任命権者が定めるもの

(委任)

- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年12月24日組合条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年9月9日組合条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則(昭和56年12月26日組合条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

附 則(昭和57年4月1日組合条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月21日組合条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年3月30日組合条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年12月25日組合条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月21日組合条例第32号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条、第19条第2項及び第20条の改正規定は昭和61年1月1日から、第10条第4項及び附則第5項の改正規定は同年6月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二の新号給欄に定める号給とする。

(旧号給との基礎)

- 5 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第一 俸給表の適用を受ける職員の職務の級への切替表
(附則第3項関係)

| 俸 給 表 | 旧 等 級 | 職 務 の 級 |
|-------------------|-------|---------|
| 行 政 職 給 料 表 (一) | 5 等 級 | 1 級 |
| | 4 等 級 | 2 級 |
| | 3 等 級 | 3 級 |
| | 2 等 級 | 4 級 |
| | | 5 級 |
| | 1 等 級 | 6 級 |
| 7 級 | | |
| 行 政 職 給 料 表 (二) | 3 等 級 | 1 級 |
| | 2 等 級 | |
| | 1 等 級 | 2 級 |
| 医 療 職 給 料 表 | 3 等 級 | 1 級 |
| | 2 等 級 | 2 級 |
| | 1 等 級 | 3 級 |

附則別表第二 行政職俸給表(二)の1級となる職員以外の
職員の号俸の切替表(附則第4項関係)

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

| 旧 号 俸 | 新 号 俸 | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
| 1 | | 1 | 1 | | | | |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 |
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 |
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 4 | 6 | 4 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 5 | 7 | 5 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 6 | 8 | 6 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 7 | 9 | 7 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 8 | 10 | 8 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 9 | 11 | 9 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 10 | 12 | 10 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 11 | 13 | 11 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 12 | 14 | 12 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 13 | 15 | 13 |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 14 | 16 | 14 |
| 18 | | 18 | 18 | 17 | 15 | 17 | 15 |
| 19 | | 19 | 19 | 18 | 16 | 18 | 16 |
| 20 | | | 20 | 19 | 16 | 19 | 17 |
| 21 | | | 21 | 20 | 17 | 20 | 18 |
| 22 | | | 22 | 21 | 17 | 21 | 18 |

| | | | | | | | |
|----|--|--|----|----|----|----|----|
| 23 | | | 23 | 22 | 18 | 22 | 19 |
| 24 | | | 24 | 23 | 19 | | |
| 25 | | | | 24 | 19 | | |
| 26 | | | | 25 | 20 | | |

行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

| 旧 号 俸 | 新 号 俸 |
|-------------|-------------|
| | 2 級 |
| 1 | 1 |
| 2 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| 6 | 6 |
| 7 | 7 |
| 8 | 8 |
| 9 | 9 |
| 10 | 10 |
| 11 | 11 |
| 12 | 12 |
| 13 | 13 |
| 14 | 14 |
| 15 | 15 |
| 16 | 16 |
| 17 | 17 |
| 18 | 18 |
| 19 | 19 |
| 20 | 20 |
| 21 | 21 |
| 22 | 22 |
| 23 | 23 |
| 24 | 24 |
| 25 | 25 |
| 26 | |
| 27 | |
| 28 | |

医療職給料表の適用を受ける職員

| 旧 号 俸 | 新 号 俸 | | |
|-------|-------|-----|-----|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 8 |
| 9 | 9 | 9 | 9 |
| 10 | 10 | 10 | 10 |
| 11 | 11 | 11 | 11 |
| 12 | 12 | 12 | 12 |
| 13 | 13 | 13 | 13 |
| 14 | 14 | 14 | 14 |
| 15 | 15 | 15 | 15 |
| 16 | 16 | 16 | 16 |
| 17 | 17 | 17 | 17 |
| 18 | 18 | 18 | 18 |
| 19 | 19 | 19 | 19 |
| 20 | 20 | 20 | 20 |
| 21 | 21 | 21 | 21 |
| 22 | 22 | 22 | 22 |
| 23 | 23 | 23 | 23 |
| 24 | 24 | 24 | 24 |
| 25 | 25 | 25 | 25 |
| 26 | 26 | 26 | 26 |
| 27 | 27 | 27 | 27 |
| 28 | 28 | 28 | 28 |
| 29 | 29 | 29 | |
| 30 | | 30 | |

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職俸給表(二)の1級となる職員の号俸の切替表
(附則第4項関係)

| 旧 号 俸 | | 新 号 俸 |
|-------|-------|-------|
| 5 等 級 | 4 等 級 | |
| 1 | | 1 |
| 2 | | 2 |
| 3 | | 3 |
| 4 | | 4 |

| | | |
|----|----|----|
| 5 | 1 | 5 |
| 6 | 2 | 6 |
| 7 | 3 | 7 |
| 8 | 4 | 8 |
| 9 | 5 | 9 |
| 10 | 6 | 10 |
| 11 | 7 | 11 |
| 12 | 8 | 12 |
| 13 | 9 | 13 |
| 14 | 10 | 14 |
| 15 | 11 | 15 |
| 16 | 12 | 16 |
| 17 | 13 | 17 |
| 18 | 14 | 18 |
| 19 | | |
| 20 | 15 | 19 |
| 21 | | |
| 22 | 16 | 20 |
| 23 | 17 | 21 |
| 24 | | |
| 25 | 18 | 22 |
| 26 | 19 | 23 |
| 27 | | |
| 28 | 20 | 24 |
| 29 | 21 | 25 |
| | 22 | 26 |
| | 23 | 27 |
| | 24 | 28 |
| | 25 | 29 |

附 則(昭和61年12月20日組合条例第33号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合の職員の給与に関する条例の規定は昭和61年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和62年12月26日組合条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
(切替期間における異動者の昇給等)
- 2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、

この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(昭和63年12月27日組合条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項第2号及び第4号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成元年12月20日組合条例第39号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることになる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則(平成2年12月25日組合条例第40号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定及び附則第8項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 8 改正後の条例第24条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されている職員の当該改正の規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(その他)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成3年12月24日組合条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年12月24日組合条例第42号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第4項を削る改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定並びに第2条第1項の改正規定及び第20条の次に1条を加える改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は、給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに、給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用は異動の日における号給又は、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給との基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成4年12月25日組合条例第44号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(附則第4項及び第10項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。以下同じ。))がなく、かつ、改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第10条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの。

(2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

(3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第11条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

(6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年特養組合条例第43号。以下「改正条例」という。)附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第7項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第7項」とする。

- 9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第11条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年特養組合条例第43号)の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第10条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第12条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成5年12月24日組合条例第45号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料の月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成5年12月に改正前の給与条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 8 平成6年3月に改正後の給与条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成6年12月22日組合条例第47号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 平成6年12月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 平成7年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成7年3月30日組合条例第49号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月22日組合条例第51号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。
(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則(平成8年12月24日組合条例第52号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成8年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。
(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成9年12月24日組合条例第53号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、第21条第2項の改正規定並びに第22条第2項の規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例は(前項ただし書きに規定する改正規定を除く、附則第4項において同じ)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとな

る期間については、当該適用又は異動についてまず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成10年12月22日組合条例第54号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は(附則第4項において同じ。)による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替え日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成12年3月7日組合条例第55号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中、柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第19条の改正規定 平成12年4月1日

(2) 第1条中、条例第4条の改正規定並びに条例別表第3の次に、次の1表を加える改正規定、第2条の規定及び附則第7項から第11項までの規定 平成12年4月1日

- 2 第1条の規定(前項第1号及び第2号に掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ)による改正後の条例(附則第9項を除き、以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下この項及び附則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の条例(附則第12条を除き、以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成10年組合条例第54号。附則第9項及び第12項において「平成10年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定により昇給した職員のうち、管理者町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところ

ろにより、必要な調整を行なうことができる。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え)

- 7 平成12年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の特定切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の号給の切替え等)

- 8 前項の規定により新級を決定される職員(附則第10項に規定する職員を除く。)の特定切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

- 9 前項の規定により新号給を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第1条の規定による改正後の条例第5条第6項又は平成10年改正条例附則第8項から第10項までの規定の適用については、旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員の最高号給等の切替え等)

- 10 附則第7項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の特定切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(福祉職給料表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号給等の調整)

- 11 附則第7項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の特定切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 12 附則第3項から第5項まで及び第7項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例又は平成10年改正条例附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 13 平成11年12月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 14 平成12年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額に加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この額において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。

(給与の内払い)

- 15 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(その他)

16 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1

| 給料表 | 旧級 | 新級 |
|-----------|----|----|
| 行政職給料表(一) | 1級 | 1級 |
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |
| | 4級 | |
| | 5級 | 3級 |
| | 6級 | 4級 |
| | 7級 | |
| | 8級 | 5級 |
| | 9級 | 6級 |
| 行政職給料表(二) | 1級 | 1級 |
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |
| | 4級 | |

附則別表第2

イ 切替日の前日において行政職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 旧級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 1 | | | 6 | 1 | 3 |
| 2 | | | 7 | 2 | 4 |
| 3 | | | 8 | 3 | 5 |
| 4 | | | 9 | 4 | 6 |
| 5 | | | 10 | 5 | 7 |
| 6 | | 1 | 11 | 6 | 8 |
| 7 | | 2 | 12 | 7 | 9 |
| 8 | | 3 | 13 | 8 | 10 |
| 9 | | 4 | 14 | 9 | 11 |
| 10 | | 5 | 15 | 8 | 12 |
| 11 | | 6 | 16 | 9 | 13 |
| 12 | | 7 | 17 | 10 | 14 |
| 13 | | 8 | 18 | 11 | 15 |
| 14 | | 9 | 19 | 12 | 16 |
| 15 | | 10 | 20 | 13 | 17 |
| 16 | | 11 | 21 | 14 | 18 |
| 17 | | 12 | 22 | 15 | 19 |
| 18 | | 13 | 23 | 16 | 20 |
| 19 | | 14 | 24 | 17 | 21 |
| 20 | | 15 | 25 | 18 | 22 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 21 | 16 | 26 | 19 | 23 |
| 22 | 17 | 27 | 20 | 24 |
| 23 | 18 | 28 | 21 | 25 |
| 24 | 19 | 29 | 22 | 26 |
| 25 | 20 | 30 | 23 | 27 |
| 26 | 21 | 31 | 24 | 38 |
| 27 | 22 | 32 | 25 | 39 |
| 28 | 23 | 33 | 26 | 30 |
| 29 | 24 | 34 | 27 | 31 |
| 30 | 25 | 35 | 28 | 32 |
| 31 | 26 | 36 | 29 | 33 |

ロ 切替日の前日において行政職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 旧級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 1 | | | 6 | 1 | 3 |
| 2 | | | 7 | 2 | 4 |
| 3 | | | 8 | 3 | 5 |
| 4 | | | 9 | 4 | 6 |
| 5 | | | 10 | 5 | 7 |
| 6 | 1 | | 11 | 6 | 8 |
| 7 | 2 | | 12 | 7 | 9 |
| 8 | 3 | | 13 | 8 | 10 |
| 9 | 4 | | 14 | 9 | 11 |
| 10 | 5 | | 15 | 8 | 12 |
| 11 | 6 | | 16 | 9 | 13 |
| 12 | 7 | | 17 | 10 | 14 |
| 13 | 8 | | 18 | 11 | 15 |
| 14 | 9 | | 19 | 12 | 16 |
| 15 | 10 | | 20 | 13 | 17 |
| 16 | 11 | | 21 | 14 | 18 |
| 17 | 12 | | 22 | 15 | 19 |
| 18 | 13 | | 23 | 16 | 20 |
| 19 | 14 | | 24 | 17 | 21 |
| 20 | 15 | | 25 | 18 | 22 |
| 21 | 16 | | 26 | 19 | 23 |
| 22 | 17 | | 27 | 20 | 24 |
| 23 | 18 | | 28 | 21 | 25 |
| 24 | 19 | | 29 | 22 | 26 |
| 25 | 20 | | 30 | 23 | 27 |
| 26 | 21 | | 31 | 24 | 38 |
| 27 | 22 | | 32 | 25 | 39 |
| 28 | 23 | | 33 | 26 | 30 |
| 29 | 24 | | 34 | 27 | 31 |
| 30 | 25 | | 35 | 28 | 32 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 31 | 26 | 36 | 29 | 33 |
|----|----|----|----|----|

附 則(平成13年3月8日組合条例第56号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の額の特例)
- 3 平成12年12月に改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 平成12年12月に改正前の条例第22条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第22条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 5 平成13年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前2項の規定により期末手当及び勤勉手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定にもとづいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前2項に規定する差額の合計額(当該合計額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を減じた額とする。
(給与の内払い)
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いと見なす。

附 則(平成13年12月25日組合条例第57号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。
(期末手当の額の特例)
- 3 平成13年12月にこの条例による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第21条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 平成14年3月に改正後の条例第21条の規定に基づいて支給されるべき職員の期末手当の額は、前項の規定により期末手当の額の加算を受けた者にあつては、同条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「第21条の額」という。)から前項に規定する差額(当該差額が第21条の額を超えるときは、第21条の額)を控除した額とする。

附 則(平成14年12月20日組合条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日である時は、その日)から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第7項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1条の改正規定の施行日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の第1条の改正規定の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例又は柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成10年組合条例第54号)附則第3項から第5項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第21条第2項及び第3項から第5項まで又は第24条第2項、第3項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第21条第1項後段又は第24条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、扶養手当並びにこれらの額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額)並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第21条

第2項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以内」と、同項第1号中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月以上6ヶ月未満」とあるのは「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項第4号中「3ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日未満」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年11月28日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第22条第1項から第3項まで、及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得

た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年3月18日条例第70号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月29日条例第80号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表1から別表4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1条の改正規定の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の条例第21条第2項の規定に関わらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「調整額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たな職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の合計額に、100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額。

(2)平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成18年3月31日条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える俸給月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において別表の給料表に定める職務の級に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則によって定められたものでなければならない。

(号給の切替に伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年組合条例第92号)(以下平成21年柵原吉井特別養護老人ホーム組合改正条例という)の施行日において次の各号に規定する減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成21年柵原吉井特別養護老人ホーム組合改正条例附則第2項に規定する減額改定対象職員(次号に規定する職員を除く。) 100分の99.1

(2) 前号に規定する職員以外の職員 100分の99.34

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当該職員には、規則に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第8条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年組合条例第81号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業に関する条例の一部改正)

12 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業に関する条例(平成4年柵原吉井特別養護老人ホーム組合条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(以下「調整期間」という。)」を削り、「(以下この項において「復帰の日」という。) またはその日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、若しくは調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後その者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第2項を削る。

13 第7項の規定による給料の額については、平成24年7月1日以後、同項による額からその3分の1(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項による額からその3分の2(その額が10,000円を超える場合にあっては10,000円)を減じた額とし、平成26年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しない。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

| 給料表 | 旧 級 | 新 級 |
|-----------|-----|-----|
| 行政職給料表(一) | 1 級 | 1 級 |
| | 2 級 | |
| | 3 級 | 2 級 |
| | 4 級 | 3 級 |
| | 5 級 | |
| | 6 級 | 4 級 |
| | 7 級 | 5 級 |
| | 8 級 | 6 級 |

| | | |
|-----------|----|----|
| 行政職給料表（二） | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 3級 | 3級 |
| | 4級 | |
| 医療職給料表（三） | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 3級 | 3級 |
| | 4級 | |

附則別表2（附則第3項関係）

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 旧級 経過期間 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|-----|------------|------|------|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 | 5 | 1 |
| 1 | 3月以上6月未満 | | | 2 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 3 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 |
| | 2 | 3月未満 | 1 | 25 | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| 2 | 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 | 4 | 12 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 |
| | 3 | 3月未満 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 |
| 3 | 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 | 6 | 14 | 2 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 | 7 | 15 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 | 8 | 16 | 4 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 |
| | 4 | 3月未満 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 |
| 4 | 3月以上6月未満 | 10 | 34 | 14 | 10 | 18 | 6 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 35 | 15 | 11 | 19 | 7 | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 36 | 16 | 12 | 20 | 8 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 |
| | 5 | 3月未満 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 |
| 5 | 3月以上6月未満 | 14 | 38 | 18 | 14 | 22 | 10 | 6 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 39 | 19 | 15 | 23 | 11 | 7 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 40 | 20 | 16 | 24 | 12 | 8 | 4 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 2 月以上 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 |
| 6 | 3 月未滿 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 18 | 42 | 22 | 18 | 26 | 14 | 10 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 19 | 43 | 23 | 19 | 27 | 15 | 11 | 7 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 20 | 44 | 24 | 20 | 28 | 16 | 12 | 8 |
| | 1 2 月以上 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 |
| 7 | 3 月未滿 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 22 | 46 | 26 | 22 | 30 | 18 | 14 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 23 | 47 | 27 | 23 | 31 | 19 | 15 | 11 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 24 | 48 | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 |
| | 1 2 月以上 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 |
| 8 | 3 月未滿 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 26 | 50 | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 51 | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 28 | 52 | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 |
| | 1 2 月以上 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 |
| 9 | 3 月未滿 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 29 | 54 | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 30 | 55 | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 30 | 56 | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 |
| | 1 2 月以上 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 |
| 10 | 3 月未滿 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 31 | 58 | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 32 | 59 | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 32 | 60 | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 |
| | 1 2 月以上 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 |
| 11 | 3 月未滿 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 33 | 63 | 43 | 39 | 47 | 35 | 31 | 27 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 34 | 64 | 44 | 40 | 48 | 36 | 32 | 28 |
| | 1 2 月以上 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 |
| 12 | 3 月未滿 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 66 | 46 | 42 | 50 | 38 | 34 | 30 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 67 | 47 | 43 | 51 | 39 | 35 | 31 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 35 | 68 | 48 | 44 | 52 | 40 | 36 | 32 |
| | 1 2 月以上 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 |
| 13 | 3 月未滿 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 36 | 70 | 50 | 46 | 54 | 42 | 38 | 34 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 36 | 71 | 51 | 47 | 55 | 43 | 39 | 35 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 36 | 72 | 52 | 48 | 56 | 44 | 40 | 36 |
| | 1 2 月以上 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 |
| 14 | 3 月未滿 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 37 | 74 | 54 | 49 | 58 | 46 | 42 | 38 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 37 | 75 | 55 | 50 | 59 | 47 | 43 | 39 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 37 | 76 | 56 | 50 | 60 | 48 | 44 | 40 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 2 月以上 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 |
| 15 | 3 月未滿 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 |
| | 1 2 月以上 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 |
| 16 | 3 月未滿 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 |
| | 1 2 月以上 | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 |
| 17 | 3 月未滿 | | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 |
| | 1 2 月以上 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 |
| 18 | 3 月未滿 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 |
| | 1 2 月以上 | | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 |
| 19 | 3 月未滿 | | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | 93 | 74 | 61 | 78 | 66 | 62 | 58 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | 93 | 75 | 61 | 79 | 67 | 63 | 59 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | 93 | 76 | 62 | 80 | 68 | 64 | 60 |
| | 1 2 月以上 | | 93 | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |
| 20 | 3 月未滿 | | | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 78 | 62 | 82 | 70 | 66 | 62 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 79 | 63 | 83 | 71 | 67 | 63 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 80 | 63 | 84 | 72 | 68 | 64 |
| | 1 2 月以上 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |
| 21 | 3 月未滿 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 82 | 64 | 86 | 74 | 70 | 66 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 83 | 64 | 87 | 75 | 71 | 67 |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 84 | 64 | 88 | 76 | 72 | 68 |
| | 1 2 月以上 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | 69 |
| 22 | 3 月未滿 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 86 | 65 | 90 | 78 | 74 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 87 | 66 | 91 | 79 | 75 | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 88 | 66 | 92 | 80 | 76 | |
| | 1 2 月以上 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | 77 | |
| 23 | 3 月未滿 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 90 | 67 | 94 | 82 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 91 | 68 | 95 | 83 | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 92 | 68 | 96 | 84 | | |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------|--|--|-----|----|-----|----|--|--|
| | 1 2 月以上 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | |
| 24 | 3 月未滿 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 94 | 70 | 98 | 86 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 95 | 71 | 99 | 87 | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 96 | 72 | 100 | 88 | | |
| | 1 2 月以上 | | | 97 | 73 | 101 | 89 | | |
| 25 | 3 月未滿 | | | 97 | 73 | 101 | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 98 | 73 | 102 | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 99 | 74 | 103 | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 100 | 74 | 104 | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 101 | 75 | 105 | | | |
| 26 | 3 月未滿 | | | 101 | 75 | 105 | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 102 | 75 | 106 | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 103 | 76 | 107 | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 104 | 76 | 108 | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 105 | 77 | 109 | | | |
| 27 | 3 月未滿 | | | 105 | 77 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 106 | 78 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 107 | 79 | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 108 | 80 | | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 109 | 81 | | | | |
| 28 | 3 月未滿 | | | 109 | 81 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 110 | 82 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 111 | 83 | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 112 | 84 | | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 113 | 85 | | | | |
| 29 | 3 月未滿 | | | 113 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 114 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 115 | | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 116 | | | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 117 | | | | | |
| 30 | 3 月未滿 | | | 117 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 118 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 119 | | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 120 | | | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 121 | | | | | |
| 31 | 3 月未滿 | | | 121 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 122 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 123 | | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 124 | | | | | |
| | 1 2 月以上 | | | 125 | | | | | |
| 32 | 3 月未滿 | | | 125 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 125 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 125 | | | | | |
| | 9 月以上 1 2 月未滿 | | | 125 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------|--|--|-----|--|--|--|--|
| | 12月以上 | | | 125 | | | | |
|--|-------|--|--|-----|--|--|--|--|

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 経過期間 | 旧級 | | | |
|-----|-----------|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 1 | 3月未満 | | 1 | 1 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | | 1 | 1 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | | 1 | 1 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | | 1 | 1 | 8 |
| | 12月以上 | | 1 | 1 | 9 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 | 1 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 3 | 1 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 4 | 1 | 12 |
| | 12月以上 | 5 | 5 | 1 | 13 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 5 | 1 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 6 | 2 | 14 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 7 | 3 | 15 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 8 | 4 | 16 |
| | 12月以上 | 9 | 9 | 5 | 17 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 9 | 5 | 17 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 10 | 6 | 18 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 11 | 7 | 19 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 12 | 8 | 20 |
| | 12月以上 | 13 | 13 | 9 | 21 |
| 5 | 3月未満 | 13 | 13 | 9 | 21 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 14 | 10 | 22 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 15 | 11 | 23 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 16 | 12 | 24 |
| | 12月以上 | 17 | 17 | 13 | 25 |
| 6 | 3月未満 | 17 | 17 | 13 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 18 | 14 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 19 | 15 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 20 | 16 | 28 |
| | 12月以上 | 21 | 21 | 17 | 29 |
| 7 | 3月未満 | 21 | 21 | 17 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 22 | 18 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 23 | 19 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 24 | 20 | 32 |
| | 12月以上 | 25 | 25 | 21 | 33 |
| 8 | 3月未満 | 25 | 25 | 21 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 26 | 22 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 27 | 23 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 28 | 24 | 36 |
| | 12月以上 | 29 | 29 | 25 | 37 |
| 9 | 3月未満 | 29 | 29 | 25 | 37 |

| | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|
| | 3月以上6月未満 | 30 | 30 | 26 | 38 |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 31 | 27 | 39 |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 32 | 28 | 40 |
| | 12月以上 | 33 | 33 | 29 | 41 |
| 10 | 3月未満 | 33 | 33 | 29 | 41 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 34 | 30 | 42 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 35 | 31 | 43 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 36 | 32 | 44 |
| | 12月以上 | 37 | 37 | 33 | 45 |
| 11 | 3月未満 | 37 | 37 | 33 | 45 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 38 | 34 | 46 |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 39 | 35 | 47 |
| | 9月以上12月未満 | 40 | 40 | 36 | 48 |
| | 12月以上 | 41 | 41 | 37 | 49 |
| 12 | 3月未満 | 41 | 41 | 37 | 49 |
| | 3月以上6月未満 | 42 | 42 | 38 | 50 |
| | 6月以上9月未満 | 43 | 43 | 39 | 51 |
| | 9月以上12月未満 | 44 | 44 | 40 | 52 |
| | 12月以上 | 45 | 45 | 41 | 53 |
| 13 | 3月未満 | 45 | 45 | 41 | 53 |
| | 3月以上6月未満 | 46 | 46 | 42 | 54 |
| | 6月以上9月未満 | 47 | 47 | 43 | 55 |
| | 9月以上12月未満 | 48 | 48 | 44 | 56 |
| | 12月以上 | 49 | 49 | 45 | 57 |
| 14 | 3月未満 | 49 | 49 | 45 | 57 |
| | 3月以上6月未満 | 50 | 50 | 46 | 58 |
| | 6月以上9月未満 | 51 | 51 | 47 | 59 |
| | 9月以上12月未満 | 52 | 52 | 48 | 60 |
| | 12月以上 | 53 | 53 | 49 | 61 |
| 15 | 3月未満 | 53 | 53 | 49 | 61 |
| | 3月以上6月未満 | 54 | 54 | 50 | 62 |
| | 6月以上9月未満 | 55 | 55 | 51 | 63 |
| | 9月以上12月未満 | 56 | 56 | 52 | 64 |
| | 12月以上 | 57 | 57 | 53 | 65 |
| 16 | 3月未満 | 57 | 57 | 53 | 65 |
| | 3月以上6月未満 | 58 | 58 | 54 | 66 |
| | 6月以上9月未満 | 59 | 59 | 55 | 67 |
| | 9月以上12月未満 | 60 | 60 | 56 | 68 |
| | 12月以上 | 61 | 61 | 57 | 69 |
| 17 | 3月未満 | 61 | 61 | 57 | 69 |
| | 3月以上6月未満 | 62 | 62 | 58 | 70 |
| | 6月以上9月未満 | 63 | 63 | 59 | 71 |
| | 9月以上12月未満 | 64 | 64 | 60 | 72 |
| | 12月以上 | 65 | 65 | 61 | 73 |
| 18 | 3月未満 | 65 | 65 | 61 | 73 |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|----|-----|
| | 3月以上6月未満 | 66 | 66 | 62 | 74 |
| | 6月以上9月未満 | 67 | 67 | 63 | 75 |
| | 9月以上12月未満 | 68 | 68 | 64 | 76 |
| | 12月以上 | 69 | 69 | 65 | 77 |
| 19 | 3月未満 | 69 | 69 | 65 | 77 |
| | 3月以上6月未満 | 70 | 70 | 65 | 78 |
| | 6月以上9月未満 | 71 | 71 | 66 | 79 |
| | 9月以上12月未満 | 72 | 72 | 66 | 80 |
| | 12月以上 | 73 | 73 | 67 | 81 |
| 20 | 3月未満 | 73 | 73 | 67 | 81 |
| | 3月以上6月未満 | 74 | 74 | 67 | 82 |
| | 6月以上9月未満 | 75 | 75 | 68 | 83 |
| | 9月以上12月未満 | 76 | 76 | 68 | 84 |
| | 12月以上 | 77 | 77 | 69 | 85 |
| 21 | 3月未満 | 77 | 77 | 69 | 85 |
| | 3月以上6月未満 | 78 | 78 | 70 | 86 |
| | 6月以上9月未満 | 79 | 79 | 71 | 87 |
| | 9月以上12月未満 | 80 | 80 | 72 | 88 |
| | 12月以上 | 81 | 81 | 73 | 89 |
| 22 | 3月未満 | 81 | 81 | 73 | 89 |
| | 3月以上6月未満 | 82 | 82 | 73 | 90 |
| | 6月以上9月未満 | 83 | 83 | 74 | 91 |
| | 9月以上12月未満 | 84 | 84 | 74 | 92 |
| | 12月以上 | 85 | 85 | 75 | 93 |
| 23 | 3月未満 | 85 | 85 | 75 | 93 |
| | 3月以上6月未満 | 86 | 86 | 75 | 94 |
| | 6月以上9月未満 | 87 | 87 | 76 | 95 |
| | 9月以上12月未満 | 88 | 88 | 76 | 96 |
| | 12月以上 | 89 | 89 | 77 | 97 |
| 24 | 3月未満 | 89 | 89 | 77 | 97 |
| | 3月以上6月未満 | 90 | 90 | 77 | 98 |
| | 6月以上9月未満 | 91 | 91 | 78 | 99 |
| | 9月以上12月未満 | 92 | 92 | 78 | 100 |
| | 12月以上 | 93 | 93 | 79 | 101 |
| 25 | 3月未満 | 93 | 93 | 79 | 101 |
| | 3月以上6月未満 | 94 | 94 | 79 | 102 |
| | 6月以上9月未満 | 95 | 95 | 80 | 103 |
| | 9月以上12月未満 | 96 | 96 | 80 | 104 |
| | 12月以上 | 97 | 97 | 81 | 105 |
| 26 | 3月未満 | 97 | 97 | 81 | 105 |
| | 3月以上6月未満 | 98 | 98 | 82 | 106 |
| | 6月以上9月未満 | 99 | 99 | 83 | 107 |
| | 9月以上12月未満 | 100 | 100 | 84 | 108 |
| | 12月以上 | 101 | 101 | 85 | 109 |
| 27 | 3月未満 | 101 | 101 | 85 | 109 |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|----|-----|
| | 3月以上6月未満 | 102 | 102 | 85 | 110 |
| | 6月以上9月未満 | 103 | 103 | 86 | 111 |
| | 9月以上12月未満 | 104 | 104 | 86 | 112 |
| | 12月以上 | 105 | 105 | 87 | 113 |
| 28 | 3月未満 | 105 | 105 | 87 | 113 |
| | 3月以上6月未満 | 106 | 106 | 87 | 114 |
| | 6月以上9月未満 | 107 | 107 | 88 | 115 |
| | 9月以上12月未満 | 108 | 108 | 88 | 116 |
| | 12月以上 | 109 | 109 | 89 | 117 |
| 29 | 3月未満 | 109 | 109 | 89 | 117 |
| | 3月以上6月未満 | 110 | 110 | 90 | 118 |
| | 6月以上9月未満 | 111 | 111 | 91 | 119 |
| | 9月以上12月未満 | 112 | 112 | 92 | 120 |
| | 12月以上 | 113 | 113 | 93 | 121 |
| 30 | 3月未満 | 113 | 113 | 93 | 121 |
| | 3月以上6月未満 | 114 | 114 | 93 | 122 |
| | 6月以上9月未満 | 115 | 115 | 94 | 123 |
| | 9月以上12月未満 | 116 | 116 | 94 | 124 |
| | 12月以上 | 117 | 117 | 95 | 125 |
| 31 | 3月未満 | 117 | 117 | 95 | 125 |
| | 3月以上6月未満 | 118 | 118 | 95 | 126 |
| | 6月以上9月未満 | 119 | 119 | 96 | 127 |
| | 9月以上12月未満 | 120 | 120 | 96 | 128 |
| | 12月以上 | 121 | 121 | 97 | 129 |
| 32 | 3月未満 | 121 | 121 | | |
| | 3月以上6月未満 | 121 | 122 | | |
| | 6月以上9月未満 | 121 | 123 | | |
| | 9月以上12月未満 | 121 | 124 | | |
| | 12月以上 | 121 | 125 | | |
| 33 | 3月未満 | | 125 | | |
| | 3月以上6月未満 | | 126 | | |
| | 6月以上9月未満 | | 127 | | |
| | 9月以上12月未満 | | 128 | | |
| | 12月以上 | | 129 | | |

ロ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 旧級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-----|-----------|----|----|----|----|
| | 経過期間 | | | | |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 3 | 3 | 1 |

| | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|
| | 9月以上12月未満 | 4 | 4 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 5 | 5 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 5 | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 6 | 6 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 7 | 7 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 8 | 8 | 4 |
| | 12月以上 | 9 | 9 | 9 | 5 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 9 | 9 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 10 | 10 | 10 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 11 | 11 | 11 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 12 | 12 | 12 | 8 |
| | 12月以上 | 13 | 13 | 13 | 9 |
| 5 | 3月未満 | 13 | 13 | 13 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 14 | 14 | 14 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 15 | 15 | 15 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 16 | 16 | 16 | 12 |
| | 12月以上 | 17 | 17 | 17 | 13 |
| 6 | 3月未満 | 17 | 17 | 17 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 18 | 18 | 18 | 14 |
| | 6月以上9月未満 | 19 | 19 | 19 | 15 |
| | 9月以上12月未満 | 20 | 20 | 20 | 16 |
| | 12月以上 | 21 | 21 | 21 | 17 |
| 7 | 3月未満 | 21 | 21 | 21 | 17 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 22 | 22 | 18 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 23 | 23 | 19 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 24 | 24 | 20 |
| | 12月以上 | 25 | 25 | 25 | 21 |
| 8 | 3月未満 | 25 | 25 | 25 | 21 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 26 | 26 | 22 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 27 | 27 | 23 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 28 | 28 | 24 |
| | 12月以上 | 29 | 29 | 29 | 25 |
| 9 | 3月未満 | 29 | 29 | 29 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 30 | 30 | 30 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 31 | 31 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 32 | 32 | 28 |
| | 12月以上 | 33 | 33 | 33 | 29 |
| 10 | 3月未満 | 33 | 33 | 33 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 34 | 34 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 35 | 35 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 36 | 36 | 32 |
| | 12月以上 | 37 | 37 | 37 | 33 |
| 11 | 3月未満 | 37 | 37 | 37 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 38 | 38 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 39 | 39 | 35 |

| | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|
| | 9月以上12月未満 | 40 | 40 | 40 | 36 |
| | 12月以上 | 41 | 41 | 41 | 37 |
| 12 | 3月未満 | 41 | 41 | 41 | 37 |
| | 3月以上6月未満 | 42 | 42 | 42 | 38 |
| | 6月以上9月未満 | 43 | 43 | 43 | 39 |
| | 9月以上12月未満 | 44 | 44 | 44 | 40 |
| | 12月以上 | 45 | 45 | 45 | 41 |
| 13 | 3月未満 | 45 | 45 | 45 | 41 |
| | 3月以上6月未満 | 46 | 46 | 46 | 42 |
| | 6月以上9月未満 | 47 | 47 | 47 | 43 |
| | 9月以上12月未満 | 48 | 48 | 48 | 44 |
| | 12月以上 | 49 | 49 | 49 | 45 |
| 14 | 3月未満 | 49 | 49 | 49 | 45 |
| | 3月以上6月未満 | 50 | 50 | 50 | 46 |
| | 6月以上9月未満 | 51 | 51 | 51 | 47 |
| | 9月以上12月未満 | 52 | 52 | 52 | 48 |
| | 12月以上 | 53 | 53 | 53 | 49 |
| 15 | 3月未満 | 53 | 53 | 53 | 49 |
| | 3月以上6月未満 | 54 | 54 | 54 | 50 |
| | 6月以上9月未満 | 55 | 55 | 55 | 51 |
| | 9月以上12月未満 | 56 | 56 | 56 | 52 |
| | 12月以上 | 57 | 57 | 57 | 53 |
| 16 | 3月未満 | 57 | 57 | 57 | 53 |
| | 3月以上6月未満 | 58 | 58 | 58 | 54 |
| | 6月以上9月未満 | 59 | 59 | 59 | 55 |
| | 9月以上12月未満 | 60 | 60 | 60 | 56 |
| | 12月以上 | 61 | 61 | 61 | 57 |
| 17 | 3月未満 | 61 | 61 | 61 | 57 |
| | 3月以上6月未満 | 62 | 62 | 62 | 58 |
| | 6月以上9月未満 | 63 | 63 | 63 | 59 |
| | 9月以上12月未満 | 64 | 64 | 64 | 60 |
| | 12月以上 | 65 | 65 | 65 | 61 |
| 18 | 3月未満 | 65 | 65 | 65 | 61 |
| | 3月以上6月未満 | 66 | 66 | 66 | 62 |
| | 6月以上9月未満 | 67 | 67 | 67 | 63 |
| | 9月以上12月未満 | 68 | 68 | 68 | 64 |
| | 12月以上 | 69 | 69 | 69 | 65 |
| 19 | 3月未満 | 69 | 69 | 69 | 65 |
| | 3月以上6月未満 | 70 | 70 | 70 | 66 |
| | 6月以上9月未満 | 71 | 71 | 71 | 67 |
| | 9月以上12月未満 | 72 | 72 | 72 | 68 |
| | 12月以上 | 73 | 73 | 73 | 69 |
| 20 | 3月未満 | 73 | 73 | 73 | 69 |
| | 3月以上6月未満 | 74 | 74 | 74 | 70 |
| | 6月以上9月未満 | 75 | 75 | 75 | 71 |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| | 9月以上12月未満 | 76 | 76 | 76 | 72 |
| | 12月以上 | 77 | 77 | 77 | 73 |
| 21 | 3月未満 | 77 | 77 | 77 | 73 |
| | 3月以上6月未満 | 78 | 78 | 78 | 74 |
| | 6月以上9月未満 | 79 | 79 | 79 | 75 |
| | 9月以上12月未満 | 80 | 80 | 80 | 76 |
| | 12月以上 | 81 | 81 | 81 | 77 |
| 22 | 3月未満 | 81 | 81 | 81 | 77 |
| | 3月以上6月未満 | 82 | 82 | 82 | 78 |
| | 6月以上9月未満 | 83 | 83 | 83 | 79 |
| | 9月以上12月未満 | 84 | 84 | 84 | 80 |
| | 12月以上 | 85 | 85 | 85 | 81 |
| 23 | 3月未満 | 85 | 85 | 85 | 81 |
| | 3月以上6月未満 | 86 | 86 | 86 | 82 |
| | 6月以上9月未満 | 87 | 87 | 87 | 83 |
| | 9月以上12月未満 | 88 | 88 | 88 | 84 |
| | 12月以上 | 89 | 89 | 89 | 85 |
| 24 | 3月未満 | 89 | 89 | 89 | 85 |
| | 3月以上6月未満 | 90 | 90 | 90 | 86 |
| | 6月以上9月未満 | 91 | 91 | 91 | 87 |
| | 9月以上12月未満 | 92 | 92 | 92 | 88 |
| | 12月以上 | 93 | 93 | 93 | 89 |
| 25 | 3月未満 | 93 | 93 | 93 | 89 |
| | 3月以上6月未満 | 94 | 94 | 94 | 90 |
| | 6月以上9月未満 | 95 | 95 | 95 | 91 |
| | 9月以上12月未満 | 96 | 96 | 96 | 92 |
| | 12月以上 | 97 | 97 | 97 | 93 |
| 26 | 3月未満 | 97 | 97 | 97 | 93 |
| | 3月以上6月未満 | 98 | 98 | 98 | 94 |
| | 6月以上9月未満 | 99 | 99 | 99 | 95 |
| | 9月以上12月未満 | 100 | 100 | 100 | 96 |
| | 12月以上 | 101 | 101 | 101 | 97 |
| 27 | 3月未満 | 101 | 101 | 101 | 97 |
| | 3月以上6月未満 | 102 | 102 | 102 | 98 |
| | 6月以上9月未満 | 103 | 103 | 103 | 99 |
| | 9月以上12月未満 | 104 | 104 | 104 | 100 |
| | 12月以上 | 105 | 105 | 105 | 101 |
| 28 | 3月未満 | 105 | 105 | 105 | 101 |
| | 3月以上6月未満 | 106 | 106 | 106 | 102 |
| | 6月以上9月未満 | 107 | 107 | 107 | 103 |
| | 9月以上12月未満 | 108 | 108 | 108 | 104 |
| | 12月以上 | 109 | 109 | 109 | 105 |
| 29 | 3月未満 | 109 | 109 | 109 | |
| | 3月以上6月未満 | 110 | 110 | 110 | |
| | 6月以上9月未満 | 111 | 111 | 111 | |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|--|
| | 9月以上12月未満 | 112 | 112 | 112 | |
| | 12月以上 | 113 | 113 | 113 | |
| 30 | 3月未満 | 113 | 113 | 113 | |
| | 3月以上6月未満 | 114 | 114 | 114 | |
| | 6月以上9月未満 | 115 | 115 | 115 | |
| | 9月以上12月未満 | 116 | 116 | 116 | |
| | 12月以上 | 117 | 117 | 117 | |
| 31 | 3月未満 | 117 | 117 | 117 | |
| | 3月以上6月未満 | 118 | 118 | 118 | |
| | 6月以上9月未満 | 119 | 119 | 119 | |
| | 9月以上12月未満 | 120 | 120 | 120 | |
| | 12月以上 | 121 | 121 | 121 | |
| 32 | 3月未満 | 121 | 121 | | |
| | 3月以上6月未満 | 122 | 122 | | |
| | 6月以上9月未満 | 123 | 123 | | |
| | 9月以上12月未満 | 124 | 124 | | |
| | 12月以上 | 125 | 125 | | |
| 33 | 3月未満 | 125 | 125 | | |
| | 3月以上6月未満 | 126 | 126 | | |
| | 6月以上9月未満 | 127 | 127 | | |
| | 9月以上12月未満 | 128 | 128 | | |
| | 12月以上 | 129 | 129 | | |
| 34 | 3月未満 | 129 | 129 | | |
| | 3月以上6月未満 | 130 | 130 | | |
| | 6月以上9月未満 | 131 | 131 | | |
| | 9月以上12月未満 | 132 | 132 | | |
| | 12月以上 | 133 | 133 | | |
| 35 | 3月未満 | 133 | 133 | | |
| | 3月以上6月未満 | 134 | 134 | | |
| | 6月以上9月未満 | 135 | 135 | | |
| | 9月以上12月未満 | 136 | 136 | | |
| | 12月以上 | 137 | 137 | | |
| 36 | 3月未満 | 137 | 137 | | |
| | 3月以上6月未満 | 138 | 138 | | |
| | 6月以上9月未満 | 139 | 139 | | |
| | 9月以上12月未満 | 140 | 140 | | |
| | 12月以上 | 141 | 141 | | |
| 37 | 3月未満 | 141 | 141 | | |
| | 3月以上6月未満 | 142 | 142 | | |
| | 6月以上9月未満 | 143 | 143 | | |
| | 9月以上12月未満 | 144 | 144 | | |
| | 12月以上 | 145 | 145 | | |
| 38 | 3月未満 | 145 | 145 | | |
| | 3月以上6月未満 | 146 | 146 | | |
| | 6月以上9月未満 | 147 | 147 | | |

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|--|--|
| | 9月以上12月未満 | 148 | 148 | | |
| | 12月以上 | 149 | 149 | | |
| 39 | 3月未満 | 149 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 150 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 151 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 152 | | | |
| | 12月以上 | 153 | | | |
| 40 | 3月未満 | 153 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 154 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 155 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 156 | | | |
| | 12月以上 | 157 | | | |
| 41 | 3月未満 | 157 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 158 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 159 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 160 | | | |
| | 12月以上 | 161 | | | |

別表(第5条関係)

行政職給料表(一)

| 職員 の区 分 | 職務の 級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|----------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 140,100 | 190,200 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 |
| | 2 | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 |
| | 3 | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 |
| | 4 | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 |
| | 5 | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 |
| | 6 | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 |
| | 7 | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 |
| | 8 | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 |
| | 9 | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 |
| | 10 | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 |
| | 11 | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 |
| | 12 | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 |
| | 13 | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 |
| | 14 | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 |
| 15 | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 | |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 16 | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 |
| 17 | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 |
| 18 | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 |
| 19 | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 |
| 20 | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 |
| 21 | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 |
| 22 | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 |
| 23 | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 |
| 24 | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 |
| 25 | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 |
| 26 | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 |
| 27 | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 |
| 28 | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 |
| 29 | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 |
| 30 | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 |
| 31 | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 |
| 32 | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 |
| 33 | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 |
| 34 | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 |
| 35 | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 |
| 36 | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 |
| 37 | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 |
| 38 | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 |
| 39 | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 |
| 40 | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 |
| 41 | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 |
| 42 | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 |
| 43 | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 |
| 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 |
| 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 |
| 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 |
| 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 |
| 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 |
| 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 |
| 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 |
| 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 |
| 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 |
| 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 |
| 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 |
| 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 |
| 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 |
| 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 |
| 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 |
| 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 |
| 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 |
| 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 |
| 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 |
| 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 |
| 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 |
| 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 |
| 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 |
| 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 |
| 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 |
| 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 |
| 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 |
| 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 |
| 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 |
| 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 |
| 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 |
| 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 |
| 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 |
| 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,300 |
| 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,600 |
| 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,800 |
| 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 408,000 |
| 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,300 |
| 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,600 |
| 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,800 |
| 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | |
| 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | |
| 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | |
| 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | |
| 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | |
| 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | |
| 92 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | |
| 93 | 246,100 | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | |
| 94 | | 293,600 | 341,400 | | | |
| 95 | | 294,000 | 341,900 | | | |
| 96 | | 294,400 | 342,300 | | | |
| 97 | | 294,600 | 342,400 | | | |
| 98 | | 294,900 | 342,900 | | | |
| 99 | | 295,300 | 343,300 | | | |
| 100 | | 295,700 | 343,600 | | | |
| 101 | | 295,900 | 343,900 | | | |
| 102 | | 296,200 | 344,300 | | | |
| 103 | | 296,600 | 344,700 | | | |
| 104 | | 296,900 | 345,100 | | | |
| 105 | | 297,100 | 345,600 | | | |
| 106 | | 297,400 | 346,000 | | | |
| 107 | | 297,800 | 346,400 | | | |
| 108 | | 298,100 | 346,800 | | | |
| 109 | | 298,300 | 347,300 | | | |
| 110 | | 298,700 | 347,700 | | | |
| 111 | | 299,100 | 348,000 | | | |
| 112 | | 299,400 | 348,300 | | | |
| 113 | | 299,500 | 348,800 | | | |
| 114 | | 299,800 | | | | |
| 115 | | 300,100 | | | | |
| 116 | | 300,500 | | | | |
| 117 | | 300,700 | | | | |
| 118 | | 300,900 | | | | |
| 119 | | 301,200 | | | | |
| 120 | | 301,500 | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-----|--|---------|--|--|--|--|
| | 121 | | 301,900 | | | | |
| | 122 | | 302,100 | | | | |
| | 123 | | 302,400 | | | | |
| | 124 | | 302,700 | | | | |
| | 125 | | 303,000 | | | | |
| | | | | | | | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

行政職給料表(二)

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 126,400 | 177,600 | 199,300 | 246,800 |
| | 2 | 127,300 | 179,100 | 200,700 | 248,000 |
| | 3 | 128,300 | 180,600 | 202,100 | 249,100 |
| | 4 | 129,200 | 182,100 | 203,400 | 250,400 |
| | 5 | 130,200 | 183,500 | 204,700 | 251,300 |
| | 6 | 131,200 | 185,000 | 206,100 | 252,600 |
| | 7 | 132,200 | 186,400 | 207,500 | 253,800 |
| | 8 | 133,200 | 187,800 | 208,900 | 255,000 |
| | 9 | 134,000 | 189,200 | 210,300 | 256,100 |
| | 10 | 135,000 | 190,400 | 211,900 | 257,300 |
| | 11 | 136,000 | 191,700 | 213,500 | 258,500 |
| | 12 | 137,100 | 192,800 | 214,900 | 259,700 |
| | 13 | 137,900 | 194,000 | 216,200 | 260,800 |
| | 14 | 138,900 | 195,100 | 217,700 | 261,900 |
| | 15 | 139,900 | 196,200 | 219,200 | 262,900 |
| | 16 | 140,900 | 197,300 | 220,500 | 264,000 |
| | 17 | 142,000 | 198,400 | 221,600 | 265,100 |
| | 18 | 143,200 | 199,500 | 222,400 | 266,300 |
| | 19 | 144,400 | 200,500 | 223,300 | 267,400 |
| | 20 | 145,600 | 201,500 | 224,300 | 268,400 |
| | 21 | 146,700 | 202,500 | 225,200 | 269,400 |
| | 22 | 147,900 | 203,600 | 226,700 | 270,500 |
| | 23 | 149,100 | 204,700 | 228,000 | 271,600 |
| 24 | 150,300 | 205,700 | 229,100 | 272,700 | |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 25 | 151,500 | 206,600 | 230,600 | 273,700 |
| 26 | 153,000 | 207,500 | 231,900 | 274,800 |
| 27 | 154,500 | 208,200 | 233,200 | 275,900 |
| 28 | 156,000 | 209,100 | 234,500 | 277,000 |
| 29 | 157,400 | 210,000 | 235,700 | 278,000 |
| 30 | 158,900 | 211,200 | 236,900 | 279,100 |
| 31 | 160,400 | 212,200 | 238,200 | 280,100 |
| 32 | 161,900 | 213,100 | 239,500 | 281,100 |
| 33 | 163,400 | 213,800 | 240,600 | 282,000 |
| 34 | 165,200 | 215,000 | 241,900 | 282,900 |
| 35 | 167,000 | 216,100 | 243,100 | 284,000 |
| 36 | 168,800 | 217,300 | 244,300 | 285,100 |
| 37 | 170,600 | 218,300 | 245,600 | 285,800 |
| 38 | 172,300 | 219,500 | 246,900 | 286,700 |
| 39 | 174,000 | 220,700 | 248,200 | 287,600 |
| 40 | 175,700 | 221,800 | 249,500 | 288,500 |
| 41 | 177,300 | 222,800 | 250,600 | 289,400 |
| 42 | 178,700 | 224,000 | 251,900 | 290,400 |
| 43 | 180,100 | 225,100 | 253,100 | 291,400 |
| 44 | 181,500 | 226,200 | 254,400 | 292,300 |
| 45 | 183,000 | 227,300 | 255,300 | 293,000 |
| 46 | 184,400 | 228,400 | 256,400 | 293,900 |
| 47 | 185,800 | 229,500 | 257,600 | 294,800 |
| 48 | 187,200 | 230,600 | 258,700 | 295,700 |
| 49 | 188,500 | 231,700 | 259,900 | 296,400 |
| 50 | 189,700 | 232,800 | 261,100 | 297,000 |
| 51 | 190,800 | 233,900 | 262,300 | 297,700 |
| 52 | 192,000 | 235,100 | 263,300 | 298,500 |
| 53 | 193,100 | 236,200 | 264,400 | 299,100 |
| 54 | 194,200 | 237,200 | 265,500 | 299,900 |
| 55 | 195,300 | 238,100 | 266,700 | 300,600 |
| 56 | 196,400 | 239,100 | 267,900 | 301,300 |
| 57 | 197,500 | 240,100 | 268,900 | 302,000 |
| 58 | 198,500 | 241,100 | 269,900 | 302,700 |
| 59 | 199,500 | 242,100 | 271,000 | 303,500 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 60 | 200,500 | 243,000 | 272,000 | 304,200 |
| 61 | 201,600 | 244,000 | 273,100 | 304,800 |
| 62 | 202,500 | 244,900 | 274,200 | 305,500 |
| 63 | 203,400 | 245,800 | 275,200 | 306,200 |
| 64 | 204,300 | 246,700 | 276,300 | 306,900 |
| 65 | 205,000 | 247,600 | 277,200 | 307,400 |
| 66 | 205,800 | 248,400 | 278,000 | 307,900 |
| 67 | 206,500 | 249,200 | 278,800 | 308,500 |
| 68 | 207,300 | 249,900 | 279,600 | 309,100 |
| 69 | 207,700 | 250,700 | 280,500 | 309,700 |
| 70 | 208,300 | 251,300 | 281,300 | 310,100 |
| 71 | 208,600 | 251,900 | 282,100 | 310,600 |
| 72 | 209,200 | 252,400 | 282,800 | 311,100 |
| 73 | 209,700 | 252,600 | 283,600 | 311,400 |
| 74 | 210,300 | 253,000 | 284,300 | 311,900 |
| 75 | 210,900 | 253,500 | 285,100 | 312,400 |
| 76 | 211,700 | 254,000 | 285,900 | 312,800 |
| 77 | 211,900 | 254,600 | 286,500 | 313,000 |
| 78 | 212,600 | 255,000 | 287,000 | 313,300 |
| 79 | 213,200 | 255,500 | 287,500 | 313,600 |
| 80 | 213,800 | 256,000 | 287,900 | 313,900 |
| 81 | 214,500 | 256,300 | 288,300 | 314,200 |
| 82 | 215,100 | 256,600 | 288,700 | 314,500 |
| 83 | 215,700 | 256,900 | 289,200 | 314,800 |
| 84 | 216,400 | 257,200 | 289,700 | 315,100 |
| 85 | 217,100 | 257,400 | 290,100 | 315,300 |
| 86 | 217,700 | 257,600 | 290,700 | 315,700 |
| 87 | 218,300 | 257,900 | 291,300 | 316,000 |
| 88 | 219,000 | 258,200 | 291,900 | 316,200 |
| 89 | 219,500 | 258,400 | 292,200 | 316,400 |
| 90 | 220,100 | 258,600 | 292,700 | 316,700 |
| 91 | 220,700 | 259,000 | 293,200 | 317,000 |
| 92 | 221,300 | 259,200 | 293,600 | 317,300 |
| 93 | 221,700 | 259,500 | 294,000 | 317,500 |
| 94 | 222,200 | 259,900 | 294,500 | 317,800 |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 95 | 222,700 | 260,200 | 295,000 | 318,100 |
| 96 | 223,200 | 260,500 | 295,500 | 318,300 |
| 97 | 223,800 | 260,700 | 295,800 | 318,500 |
| 98 | 224,300 | 261,000 | 296,200 | 318,800 |
| 99 | 224,800 | 261,200 | 296,700 | 319,100 |
| 100 | 225,300 | 261,500 | 297,200 | 319,300 |
| 101 | 225,900 | 261,800 | 297,600 | 319,500 |
| 102 | 226,400 | 262,000 | 298,000 | |
| 103 | 227,000 | 262,300 | 298,300 | |
| 104 | 227,600 | 262,600 | 298,600 | |
| 105 | 228,000 | 262,800 | 298,900 | |
| 106 | 228,500 | 263,000 | 299,300 | |
| 107 | 229,000 | 263,300 | 299,700 | |
| 108 | 229,400 | 263,500 | 300,100 | |
| 109 | 229,600 | 263,800 | 300,400 | |
| 110 | 230,000 | 264,100 | 300,800 | |
| 111 | 230,500 | 264,400 | 301,200 | |
| 112 | 231,000 | 264,600 | 301,500 | |
| 113 | 231,400 | 264,800 | 301,700 | |
| 114 | 231,900 | 265,100 | 302,000 | |
| 115 | 232,400 | 265,300 | 302,300 | |
| 116 | 232,900 | 265,500 | 302,500 | |
| 117 | 233,200 | 265,800 | 302,700 | |
| 118 | 233,600 | 266,100 | 303,000 | |
| 119 | 234,000 | 266,400 | 303,300 | |
| 120 | 234,400 | 266,700 | 303,500 | |
| 121 | 234,800 | 266,800 | 303,700 | |
| 122 | | 267,100 | 304,000 | |
| 123 | | 267,400 | 304,300 | |
| 124 | | 267,700 | 304,500 | |
| 125 | | 267,800 | 304,700 | |
| 126 | | 268,100 | 305,000 | |
| 127 | | 268,400 | 305,300 | |
| 128 | | 268,700 | 305,500 | |
| 129 | | 268,800 | 305,700 | |

| | | | | | |
|--|-----|--|---------|---------|--|
| | 130 | | 269,100 | 306,000 | |
| | 131 | | 269,400 | 306,300 | |
| | 132 | | 269,700 | 306,500 | |
| | 133 | | 269,800 | 306,700 | |
| | 134 | | 270,100 | | |
| | 135 | | 270,400 | | |
| | 136 | | 270,700 | | |
| | 137 | | 270,800 | | |
| | | | | | |

備考 この表は、主任生活相談員・生活相談員・介護士長・主任介護士・副主任介護士及び介護士に適用する。

医療職給料表（三）

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 158,400 | 185,900 | 234,300 | 257,300 |
| | 2 | 159,800 | 188,000 | 236,100 | 258,300 |
| | 3 | 161,300 | 190,100 | 237,900 | 259,200 |
| | 4 | 162,700 | 192,100 | 239,700 | 260,300 |
| | 5 | 164,200 | 194,200 | 241,100 | 261,200 |
| | 6 | 165,700 | 196,500 | 242,400 | 262,200 |
| | 7 | 167,200 | 198,800 | 243,600 | 263,000 |
| | 8 | 168,700 | 201,100 | 244,900 | 264,100 |
| | 9 | 170,000 | 203,500 | 246,000 | 265,200 |
| | 10 | 171,700 | 204,900 | 247,100 | 266,000 |
| | 11 | 173,300 | 206,300 | 248,000 | 267,200 |
| | 12 | 174,900 | 207,700 | 249,000 | 268,400 |
| | 13 | 176,400 | 209,100 | 250,300 | 269,700 |
| | 14 | 178,400 | 210,600 | 251,400 | 271,100 |
| | 15 | 180,400 | 212,100 | 252,200 | 272,300 |
| | 16 | 182,400 | 213,300 | 253,200 | 273,800 |
| | 17 | 184,600 | 214,700 | 254,100 | 275,200 |
| | 18 | 186,700 | 216,200 | 255,000 | 276,600 |
| | 19 | 188,800 | 217,700 | 256,000 | 277,900 |
| 20 | 190,900 | 219,200 | 257,000 | 279,400 | |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 21 | 193,000 | 220,600 | 257,900 | 281,000 |
| 22 | 195,200 | 222,300 | 258,900 | 282,600 |
| 23 | 197,400 | 224,000 | 259,900 | 284,100 |
| 24 | 199,600 | 225,700 | 260,900 | 285,600 |
| 25 | 201,600 | 227,100 | 262,100 | 286,900 |
| 26 | 202,900 | 228,800 | 263,500 | 288,700 |
| 27 | 204,200 | 230,500 | 264,700 | 290,500 |
| 28 | 205,500 | 232,200 | 266,100 | 292,200 |
| 29 | 206,700 | 233,800 | 267,400 | 293,800 |
| 30 | 207,900 | 235,200 | 268,900 | 295,500 |
| 31 | 209,200 | 236,500 | 270,500 | 297,100 |
| 32 | 210,400 | 237,700 | 272,000 | 298,800 |
| 33 | 211,700 | 239,000 | 273,600 | 300,300 |
| 34 | 213,000 | 240,100 | 275,100 | 301,800 |
| 35 | 214,300 | 241,000 | 276,400 | 303,400 |
| 36 | 215,600 | 242,100 | 277,800 | 305,000 |
| 37 | 217,000 | 243,200 | 279,400 | 306,500 |
| 38 | 218,400 | 244,300 | 280,800 | 307,900 |
| 39 | 219,800 | 245,200 | 282,300 | 309,500 |
| 40 | 221,200 | 246,300 | 283,700 | 311,100 |
| 41 | 222,200 | 247,100 | 285,300 | 312,700 |
| 42 | 223,600 | 248,000 | 286,900 | 314,100 |
| 43 | 225,000 | 248,900 | 288,400 | 315,500 |
| 44 | 226,400 | 249,900 | 290,000 | 317,000 |
| 45 | 227,600 | 250,800 | 291,400 | 318,100 |
| 46 | 229,000 | 251,800 | 292,800 | 319,500 |
| 47 | 230,300 | 252,800 | 294,300 | 320,900 |
| 48 | 231,600 | 253,800 | 295,800 | 322,400 |
| 49 | 232,700 | 254,800 | 297,100 | 323,500 |
| 50 | 233,800 | 256,000 | 298,400 | 324,900 |
| 51 | 234,800 | 257,200 | 299,800 | 326,200 |
| 52 | 235,900 | 258,500 | 301,200 | 327,500 |
| 53 | 237,000 | 259,700 | 302,700 | 328,900 |
| 54 | 238,100 | 261,200 | 304,000 | 330,300 |
| 55 | 239,100 | 262,600 | 305,400 | 331,700 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 56 | 240,100 | 264,100 | 306,800 | 333,000 |
| 57 | 241,100 | 265,700 | 307,900 | 333,900 |
| 58 | 242,100 | 267,300 | 309,100 | 335,200 |
| 59 | 242,900 | 268,800 | 310,300 | 336,400 |
| 60 | 243,900 | 270,400 | 311,700 | 337,700 |
| 61 | 244,900 | 271,800 | 312,800 | 338,800 |
| 62 | 245,900 | 273,300 | 314,100 | 339,700 |
| 63 | 246,800 | 274,800 | 315,400 | 340,900 |
| 64 | 247,800 | 276,200 | 316,600 | 342,200 |
| 65 | 248,700 | 277,800 | 317,900 | 343,300 |
| 66 | 249,700 | 279,300 | 319,200 | 344,500 |
| 67 | 250,800 | 280,800 | 320,500 | 345,700 |
| 68 | 251,800 | 282,300 | 321,800 | 346,800 |
| 69 | 252,700 | 283,500 | 322,500 | 347,800 |
| 70 | 253,800 | 285,000 | 323,600 | 348,800 |
| 71 | 255,000 | 286,500 | 324,700 | 349,900 |
| 72 | 256,200 | 287,900 | 325,600 | 351,000 |
| 73 | 257,600 | 289,100 | 326,900 | 351,800 |
| 74 | 258,900 | 290,500 | 327,600 | 352,900 |
| 75 | 260,200 | 291,900 | 328,700 | 354,000 |
| 76 | 261,500 | 293,200 | 329,900 | 355,100 |
| 77 | 262,500 | 294,700 | 331,000 | 355,800 |
| 78 | 263,600 | 296,000 | 332,200 | 356,600 |
| 79 | 264,900 | 297,200 | 333,300 | 357,400 |
| 80 | 266,200 | 298,500 | 334,500 | 358,100 |
| 81 | 267,300 | 299,300 | 335,600 | 358,700 |
| 82 | 268,300 | 300,500 | 336,700 | 359,200 |
| 83 | 269,400 | 301,600 | 337,700 | 359,800 |
| 84 | 270,500 | 302,800 | 338,800 | 360,300 |
| 85 | 271,400 | 303,900 | 339,700 | 360,900 |
| 86 | 272,300 | 305,100 | 340,700 | 361,400 |
| 87 | 273,400 | 306,300 | 341,600 | 362,000 |
| 88 | 274,500 | 307,400 | 342,600 | 362,500 |
| 89 | 275,500 | 308,700 | 343,600 | 362,900 |
| 90 | 276,400 | 309,900 | 344,400 | 363,300 |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 91 | 277,400 | 311,100 | 345,200 | 363,900 |
| 92 | 278,400 | 312,300 | 346,000 | 364,400 |
| 93 | 279,400 | 313,100 | 346,600 | 364,700 |
| 94 | 280,400 | 313,800 | 347,200 | 365,200 |
| 95 | 281,300 | 314,500 | 347,900 | 365,600 |
| 96 | 282,300 | 315,100 | 348,500 | 365,900 |
| 97 | 283,200 | 315,800 | 348,900 | 366,500 |
| 98 | 284,000 | 316,100 | 349,300 | 367,000 |
| 99 | 284,600 | 316,700 | 349,800 | 367,500 |
| 100 | 285,500 | 317,400 | 350,200 | 368,000 |
| 101 | 286,300 | 317,800 | 350,700 | 368,600 |
| 102 | 287,100 | 318,400 | 351,100 | 369,100 |
| 103 | 387,900 | 319,000 | 351,600 | 369,600 |
| 104 | 288,700 | 319,600 | 352,000 | 370,000 |
| 105 | 289,400 | 320,000 | 352,300 | 370,600 |
| 106 | 289,900 | 320,500 | 352,800 | 371,100 |
| 107 | 290,400 | 321,000 | 353,200 | 371,600 |
| 108 | 290,900 | 321,500 | 353,500 | 372,100 |
| 109 | 291,100 | 321,900 | 354,000 | 372,700 |
| 110 | 291,400 | 322,300 | 354,500 | 373,100 |
| 111 | 291,600 | 322,600 | 355,000 | 373,600 |
| 112 | 292,000 | 322,900 | 355,500 | 374,100 |
| 113 | 292,300 | 323,300 | 356,000 | 374,700 |
| 114 | 292,500 | 323,700 | 356,500 | |
| 115 | 292,900 | 324,100 | 357,000 | |
| 116 | 293,200 | 324,400 | 357,400 | |
| 117 | 293,500 | 324,600 | 357,800 | |
| 118 | 293,800 | 324,900 | 358,200 | |
| 119 | 294,100 | 325,300 | 358,700 | |
| 120 | 294,500 | 325,500 | 359,200 | |
| 121 | 294,800 | 325,700 | 359,600 | |
| 122 | 295,200 | 326,000 | 360,100 | |
| 123 | 295,500 | 326,300 | 360,600 | |
| 124 | 295,900 | 326,600 | 361,100 | |
| 125 | 296,100 | 326,800 | 361,400 | |

| | | | | |
|-----|---------|---------|--|--|
| 126 | 296,300 | 327,100 | | |
| 127 | 296,600 | 327,500 | | |
| 128 | 297,000 | 327,700 | | |
| 129 | 297,200 | 327,800 | | |
| 130 | 297,500 | 328,100 | | |
| 131 | 297,900 | 328,500 | | |
| 132 | 298,300 | 328,700 | | |
| 133 | 298,500 | 329,000 | | |
| 134 | 298,800 | 329,400 | | |
| 135 | 299,200 | 329,800 | | |
| 136 | 299,500 | 330,200 | | |
| 137 | 299,700 | 330,500 | | |
| 138 | 300,000 | 330,900 | | |
| 139 | 300,400 | 331,300 | | |
| 140 | 300,700 | 331,700 | | |
| 141 | 300,900 | 332,000 | | |
| 142 | 301,300 | 332,400 | | |
| 143 | 301,700 | 332,700 | | |
| 144 | 302,000 | 333,100 | | |
| 145 | 302,100 | 333,400 | | |
| 146 | 302,400 | 333,800 | | |
| 147 | 302,700 | 334,200 | | |
| 148 | 303,100 | 334,600 | | |
| 149 | 303,300 | 334,900 | | |
| 150 | 303,500 | 335,300 | | |
| 151 | 303,800 | 335,700 | | |
| 152 | 304,100 | 336,100 | | |
| 153 | 304,500 | 336,400 | | |
| 154 | 304,700 | | | |
| 155 | 304,900 | | | |
| 156 | 305,200 | | | |
| 157 | 305,500 | | | |
| 158 | 305,800 | | | |
| 159 | 306,100 | | | |
| 160 | 306,400 | | | |

| | | | | |
|-----|---------|--|--|--|
| 161 | 306,800 | | | |
| 162 | 307,100 | | | |
| 163 | 307,400 | | | |
| 164 | 307,700 | | | |
| 165 | 308,100 | | | |
| 166 | 308,400 | | | |
| 167 | 308,700 | | | |
| 168 | 309,000 | | | |
| 169 | 309,400 | | | |
| | | | | |

備考 この表は、主任栄養士、栄養士、看護師及び准看護師に適用する。

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日組合条例第 84 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 81 号。附則第 4 項において「平成 18 年改正条例」という。)附則第 7 項から附則第 9 項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額を超える職員についてこの条例による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例第 9 条第 2 項の規定の運用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「その者の給料月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年組合条例第 81 号)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係条例の一部改正)

4 平成 18 年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 項を次のように改める。

10 削除

附則(平成 19 年 12 月 25 日組合条例第 89 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定(美咲町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 21 条第 2 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定(給与条例第 21 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」とい

う。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者が別に定めるところによる。

(施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成 21 年 5 月 29 日組合条例第 91 号)

第 1 条 附則に次の 1 項を加える。

7 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定の運用については、第 20 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

(施行期日等)

1 この条例は、交付の日から施行する。

附則(平成 21 年 11 月 30 日組合条例第 92 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が、基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員(職員の給与に関する条例第 23 条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た期間

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|-----------|------|-----------------|
| 行政職給料表（一） | 1 級 | 1 号給から 5 6 号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から 2 4 号給まで |
| | 3 級 | 1 号給から 8 号給まで |
| 行政職給料表（二） | 1 級 | 1 号給から 6 8 号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から 3 2 号給まで |
| 医療職給料表（三） | 1 級 | 1 号給から 5 6 号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から 4 0 号給まで |
| | 3 級 | 1 号給から 1 6 号給まで |
| | 4 級 | 1 号給から 4 号給まで |

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成 22 年 11 月 30 日組合条例第 94 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第 20 号第 2 項の規定に関わらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が、基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員(職員の給与に関する条例第 23 条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄にかかげるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|-----------|------|-----------------|
| 行政職給料表（一） | 1 級 | 1 号給から 9 3 号給まで |
| | 2 級 | 1 号給から 6 4 号給まで |
| | 3 級 | 1 号給から 4 8 号給まで |
| | 4 級 | 1 号給から 3 2 号給まで |
| | 5 級 | 1 号給から 2 4 号給まで |
| | 6 級 | 1 号給から 1 6 号給まで |

| | | |
|-----------|----|--------------|
| 行政職給料表（二） | 1級 | 1号給から108号給まで |
| | 2級 | 1号給から72号給まで |
| | 3級 | 1号給から64号給まで |
| | 4級 | 1号給から36号給まで |
| 医療職給料表（三） | 1級 | 1号給から96号給まで |
| | 2級 | 1号給から80号給まで |
| | 3級 | 1号給から56号給まで |
| | 4級 | 1号給から44号給まで |

(1)平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成26年1月14日組合条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成26年4月1日から適用し、第2条の規定は平成25年9月1日から適用する。

附 則(平成26年11月28日組合条例第98号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条から第6条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第21条第2項の改正規定を除く。附則第3条において同じ。)による改正後の給与条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける

給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第20条第4項（給与条例第21条第3項において準用する場合及び柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年組合条例第43号第16条の規定を含む。）の規定の適用については、給与条例第20条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年組合条例第98号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。
（規則への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内払い）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正後の給与条例の規定に基づいて支給された給与（柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年組合条例第98号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払いとみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。